

はじめに

介護保険制度がスタートして 17 年が経過し、その間、高齢者介護、介護保険制度を取り巻く環境は大きく変わっています。また、認知症高齢者が 2012 年に 462 万人、2025 年には 700 万人にのぼるといふ推計が公表されるなど、「認知症」という概念は一般に広く浸透しています。

その中で、「若年認知症」に関しては、医学的に高齢者の認知症と違いはないと言われているものの、働き盛りに発症するため社会的・経済的にも影響が大きいこと、また、育児や親の介護等と重なることによって身体的、精神的にも更なる負担を強いられることが考えられ、社会全体でサポートする必要があると考えられます。

また、若年認知症が抱える課題は、高齢者を含む認知症全体の課題を浮き彫りにしていると考えられます。若年認知症においては特に、ワンストップの相談窓口、関係機関の連携、個々に合わせた適切なサービスの提供、就労支援、居場所づくりなどが求められ、一方で、それら課題の多くは若年認知症にのみ必要とされるものではなく、軽度の認知症を含む高齢者の認知症あるいはその他制度の狭間にある様々な課題を抱える方々にも同様のことが言えると考えています。

本県では、そのような状況に鑑み、早くから若年認知症のご本人・ご家族への支援・施策に積極的に取り組み、平成 18 年度には、今回の調査の前身となる県若年認知症実態把握調査を実施しました。前回調査からの 10 年間に実施された様々な支援・施策によって、若年認知症にかかる環境、地域、関係者等がどのように変化し、どのような今日的な課題があるのか、またその課題を解決するために何をすべきか、改めて県内の実態を把握し、今後の若年認知症施策の方向性を検討するとともに、高齢者を含む認知症施策全体の推進に活かしていくことが必要であると考えております。

実施に当たりまして、上記の 10 年間を含め、県内の施策推進にご協力を頂いてきました医療法人藤本クリニック理事長 藤本直規先生、同デイサービスセンター長 奥村典子氏のご助言・ご協力を頂きました。

前回調査との比較も含め、本調査によって新たに得られた現状やご意見・ご示唆を踏まえ、ご本人・ご家族を医療、介護、保健、福祉、行政、企業、地域等の社会全体でサポートし、切れ目のない支援体制が構築できるよう、今後さらに検討を進める所存です。

最後に、本調査にご協力頂きました、県内の医療機関、居宅介護支援事業所、通所介護事業所、介護保険施設の皆様、また、ご指導・ご助言頂きました多くの皆様に厚くお礼申し上げます。